

令和4年度 入札・契約制度改正について

令和4年度に高知県が発注する公共工事に係る入札・契約制度の改正概要は次のとおりです。

高知県土木部
(問い合わせ) 土木政策課 契約担当
電話：088-823-9813 (直通)

1 「週休2日制モデル工事」の実施の促進

(令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用)

週休2日制モデル工事については、現在、「受注者希望型」を中心に運用しているところですが、建設現場における働き方改革をより一層推進する観点から、請負対象金額5,000万円以上の工事については、「発注者指定型」に限定します。

- 請負対象金額5,000万円未満：「受注者希望型」（「発注者指定型」の適用も可）
- 請負対象金額5,000万円以上：「発注者指定型」

経費の補正 「受注者希望型」・・・4週8休等の達成状況に応じ⇒増額補正
「発注者指定型」・・・4週8休の増額補正を行ったうえで発注
⇒達成できなかった場合は減額補正

2 総合評価方式の評価基準の変更

(令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用)

総合評価方式の一般競争入札において、総合評価基準の一部を改めます。

【改正】若手技術者・女性技術者の配置 ※選択項目

R3まで	R4～
41歳未満の 技術者・現場代理人の 配置 有 5点、配置 無 0点	41歳未満又は女性の 技術者・現場代理人の 配置 有 5点、配置 無 0点

※現場代理人については、主任技術者の資格を有する者に限る

令和3年度における高知県建設業活性化プランの改定を受け、人材確保に繋げることを目的として、女性活躍の支援に係る項目を追加する

【新規】災害復旧工事の受注状況(過去3年) ※選択項目

災害復旧工事の 受注状況	災害復旧工事の受注実績 2件以上 (〇〇土木事務所管内の実績に限る)	5点
	〃 1件 (〃)	2.5点
	上記以外	0点

災害復旧工事を円滑に履行し、県内の防災力の向上に繋げることを目的として、災害復旧工事の受注状況に応じインセンティブを付与する

R4年度は周知期間とし、R5年度以降の適用を予定(実績R2～R4を評価)

3 効率的な事業執行のための「工事費内訳書」の取扱いの見直し

(令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用)

入札書に添付して提出する工事費内訳書について、5か年加速化対策による事業費の増大に対応した効率的な事業執行及び不調・不落の改善に向け、取扱いを見直します。

- 工事名、企業名、金額等の記載誤り(軽微なものを除く)
現在「失格」⇒内容等が確認できれば「有効」、確認できなければ「無効」
- 電子入札における再提出(差し替え)の取扱い
現在「不可」⇒提出期限(入札期限)前であれば「可」

4 前年度の取扱いを継続するもの

(1) 独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例

契約時に、独占禁止法の遵守及び談合等に関与していない旨の誓約書を受注者から発注者に提出する取扱いを特例として定めているものを継続する。

(2) 指名競争入札における一者入札を有効とする試行

増加傾向にある不調・不落対策として、指名競争入札の一者入札について、一定の競争性が確保されていることを前提に有効な入札として認める試行を継続する。

(3) 概算数量による発注の試行

受発注者双方の事務負担を軽減し、迅速かつ円滑な事業執行を期すため、概算数量による発注の試行を継続する。

(4) 指名競争入札における適用範囲の変更

受発注者双方の入札事務の簡素化・期間の短縮により、円滑な事業執行に資するため、指名競争入札における適用範囲の変更の試行を継続する。

(5) 主任技術者の兼務要件の緩和

主任技術者の専任が必要な工事のうち、一定の条件で3件まで兼務可能とする措置を継続する。